

〈淫行・わいせつ行為防止に関する研修用資料〉2016.7.15

不祥事が発生した場合、先生たちを信頼している子供たちの心を大きく傷つけることとなります。そして、学校は様々な外部対応に翻弄されて平穩を失うとともに、先輩教職員が脈々と築き上げてきた本県の教育に対する県民の信頼は大きく揺らぐこととなります。さらには、大切な家族も幸せな日常を失うこととなります。

◇高等学校や特別支援学校の18歳以上の生徒を含めて、児童生徒に対し淫行やわいせつ行為を行った教職員は懲戒免職等となります。

〈栃木県教職員懲戒処分の基準〉

4 公務外非行関係

(9) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員は、免職又は停職とする。

6 児童生徒に対する非違行為関係

(2) わいせつ行為等

ア わいせつ行為（同意の有無を問わない。）を行った教職員は、免職とする。

◇18歳未満の者に対し淫行やわいせつ行為を行った教職員は、児童福祉法や栃木県青少年健全育成条例の違反となり、懲役や罰金が科されることとなります。

〈児童福祉法〉

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

六 児童に淫行をさせる行為

第60条 第34条第1項第六号の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

※本法律においては、「児童」とは「満18歳に満たない者」と定義されている。

〈栃木県青少年健全育成条例〉

第42条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

第56条 第42条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第42条第2項又は第47条第一号若しくは第四号から第八号までの規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

※本条例においては、「青少年」とは「18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」と定義されている。

◇地方公務員である公立学校教職員は、同僚教職員に犯罪があると思料するときは、告発をする義務を負っています。管理職に御相談ください。

〈刑事訴訟法〉

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

※官吏：国家公務員のこと ※公吏：地方公務員のこと ※思料：思いはかること、考えること